平成２９年（フ）第２９２０号
大阪市淀川区木川西４丁目１番31―803号
債務者　藤野　昌美
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９３９号
大阪府茨木市丑寅２丁目18番２号　西コーポ101号
債務者　近藤美佐子
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９９３号
大阪市平野区瓜破東８丁目５番24号　シャーメゾンモリタⅡ　101、前住所大阪府東大阪市吉松２丁目２番21号　102
債務者　関　　将大
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３００５号
大阪府枚方市招提南町１丁目39番12号、前住所大阪府枚方市招提南町２丁目２番７号
債務者　久野真一郎
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０１１号
大阪府池田市伏尾台２丁目10番地１棟301号
債務者　敷地　みさ
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０２１号
大阪府豊中市豊南町西４丁目10番３号
債務者　鳴尾　光夫
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５５号
高知市福井町1271番地２
債務者　髙橋　幸一
1　決定年月日時　平成29年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１６３号
高知市葛島４丁目８番41号　コーポユラナス102号
債務者　佐々木義広
1　決定年月日時　平成29年７月20日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第７８号
北海道中川郡幕別町字中里413番地の２
債務者　片山　　薫
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第８０号
北海道上川郡新得町西１条南４丁目３番地１―304、住民票上の住所北海道上川郡新得町西１条南４丁目３番地１
債務者　溝口　智也
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第８２号
北海道帯広市東11条南８丁目１番地13　グリーンハイツＢ棟２階２号室、住民票上の住所北海道帯広市東11条南８丁目１番地13　グリーンハイツＢ－２
債務者　田村　麻結
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第８５号
北海道帯広市東５条南14丁目１番地44　クレアコートⅡ2201
債務者　勝野　恭介
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第８７号
北海道帯広市西24条南２丁目３番地110
債務者　村田　哲哉
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第５１号
福島県会津若松市東年貢２丁目８番33号　城南コーポ202、前住所福島県耶麻郡猪苗代町大字川桁字稲干原3466番地
債務者　齋藤　祐輝
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第３３号
新潟県新発田市本町３丁目５番24号　サワハイツ201
債務者　竹部　　徹
1　決定年月日時　平成29年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第５２号
岡山県津山市桑下296番地１
債務者　眞木　鮎美
1　決定年月日時　平成29年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
岡山地方裁判所津山支部